



当介介第35号
令和3年1月21日

当別生活と健康を守る会
代表 藤岡 克己 様

当別町長 宮司 正毅

除雪サービスの利用者負担の減免を求める陳情書について
令和2年12月25日付けで陳情のありましたこのことについて、次のとおり回答いたします。

記

1 除雪サービスの利用に当たっては、生活保護利用世帯は無料とすること。

利用者負担については、消費税の増税や最低賃金の引き上げ等があった場合でも、据え置きにしていた経緯があり、生活保護世帯を一律無料にすることは、他の住民との公平性の観点からも適切ではなく、引き続き生活保護世帯にも一定の負担をしてもらうとともに、国の生活保護制度の動向を注視していきます。

2 同、町民税が非課税又は均等割のみの世帯は、現在の一冬7,000円を半額以下にすること。

新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減収が予想されるなか、更なる利用者負担金の減免については、現在の財政状況からみて厳しいと言わざるを得ず、引き続き除雪サービス事業にあった負担を利用者の方には求めていきます。

3 除雪サービスに当たっては、暖房の吸排気管のまわり等、危険を除去するために、柔軟に対応すること。

現在、同事業はシルバー人材センターに委託しており、担当会員が除雪サービスを実施するときは、住宅の状況を確認のうえ、本人への危険があると判断した場合は、会員の判断により柔軟に対応しているところです。

(福祉部介護課高齢者支援係)